

令和3年 第7回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年7月16日(金)

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月16日(金) 午後1時25分
- 2 開催場所 南会津町役場本庁 1階 多目的ホール
- 3 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二		
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星又右エ門	田島第3	星 仁
		田島第5	湯田 孝義		
		田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	齋藤 融
舘岩第2	大山 憲三	舘岩第3	芳賀 敏		
南郷第1	五十嵐 和			南郷第3	目黒久一郎

- 4 欠席した委員

農業委員 1名

6番	塩生 隆晴				
----	-------	--	--	--	--

農地利用最適化推進委員 4名

田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治	伊南第1	森 哲男
南郷第2	五十嵐久長				

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。欠席の届け出が ありました農業委員は、6番、塩生隆晴委員であります。本日の出席委 員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に よる過半数に達しております。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、13名に出席していただいております。
議 長	日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則 第20条第2項の規定により、4番、湯田重行委員、5番、平野恒二委員 を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い いたします。
議 長	続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい たします。事務局から報告してください。
事務局	(事務局長 議案書により報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、皆さんの方から何かご質 問等がありましたらお願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可 申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の南郷第3区、目黒久一郎推進 委員から調査結果の説明をお願いいたします。
南郷3	(目黒久一郎)議長。番号1ですが、所有権の移転ということでござい ます。譲渡人が、●●●●さん、◆◆◆業がメインといったところです。 住所が***の***です。譲受人が、○○○○さん、この方は▼▼▼ ▼ということで、▼▼▼▼。従業員○○人くらいの、▼▼▼▼を作っ ていて、◇◇◇◇とか、◇◇◇◇とかと取引を持っていて、地元で大変貢 献されている方でございます。その方の住所が、***です。○○○○ さんは、***ですが、実家が●●●●さんのすごい近くの人で、子供 のころからごく親しい関係で、そういう仲で今回の取引になったんだろ うという風に思われます。農地の場所ですが、***字***という所 で、地目は、□□□□㎡の田んぼということです。現地を確認してきま したが、現在は何も作られておらず、国道沿いなんですけども草ぼうぼう

うで、●●●●さんにはしてみれば持て余し気味の土地、そんな感じでございます。そういう二人の関係の中で今回、譲り受けることになったということでございます。○○○○さんは、今申しましたとおり、専業農家ではございませんが、奥さんが農業に興味があり、私の意見は、許可が相当であろうと考えております。よろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第4区湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員から報告書をお預かりしておりますので報告をさせていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては、議案書の記載のとおりとなっておりますので、議案書3ページ、事件番号2番をご参照ください。調査ですけれども、7月11日に調査を行ったとのことでした。調査をした内容につきましては、申請理由と農地法第3条の許可の要件5点でありました。まず、申請理由ですけれども、譲渡人は高齢化、年齢を重ねたということで経営規模を縮小したいということがありまして、申請地を△△△△円で売り渡しまして、譲受人は、経営規模拡大の為に買い受けて耕作管理するというものであります。

次に、農地法第3条の許可要件でございますけれども、下限面積要件ですけれども、申請地は、農用区域内の農地になりまして、下限面積は30a、3,000㎡となります。譲受人の経営面積でございますけれども、田が、□□□□㎡、□□□□分の面積となります。畑が□□□□㎡、□□□□くらいの面積で、合計□□□□㎡でございますので、申請地の取得に問題はございません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、申請書の内容を聞き取りしましたが、申請書のとおり、世帯合計で200日くらいは農作業に従事するとの返答があったとのことでした。この要件につきましては、年間150日が目安とされてますので農作業従事要件につきましては、問題なかったとのことでした。3点目、地域との調和要件でございますけれども、申請地には、そばを作付けするような計画になっております。そばを作付けするので、

周辺の農地の利用に影響を与えることはないとのことでした。4点目、農地のすべてを効率的に耕作するという全部効率利用要件でございますけれども、トラクター、トラックなどの大農機具を保有してまして、効率的な耕作をすることには問題ないと考察されるということでございました。最後の点でございますが、法人の場合はという農地所有適格法人の件ですけれども、譲受人は個人ですので、問題はないとのことでした。以上、調査をしました結果、許可が相当であるとの報告でございますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第7区、
浅沼誠治推進委員が欠席ですので、事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員より報告書をお預かりしておりますので、
調査の結果を報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等
につきましては、議案書の記載のとおりとなっておりますので、議案書
3ページ、事件番号3番のほうをご参照ください。7月7日に譲受人、
譲渡人双方と現地で面談をして調査をしたとのことでした。調
査をした内容についてですけれども、申請理由と農地法第3条の許可の
要件となっております。まず、申請理由ですけれども、譲渡人は相手方、
譲受人の要望によりまして申請地を△△△△円で売り渡しまして、譲受
人は、***に住んでおられる方のようなんですが、退職を機に***
に居住地を移しまして、居宅の北側に隣接する農地を買い受け、家庭菜
園として耕作管理したいというものでございます。農地法第3条の許可
要件、5点ですけれども、1点目の下限面積要件ですが、申請地は、農
用地区域外の農地になっておりますので、下限面積は0.01a、1㎡とな
ります。譲受人の経営面積、こちらにいない方ですので現在ありません
けれども、申請地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えておりますので、申請
地の問題はないとのことでございます。2点目、必要な農作業に従事す
る農作業常時従事要件でございますけれども、申請地の内容、こちら
も聞き取りしたところ、世帯合計で300日ほど必要な農作業に従事さ
れるとのことでした。年間150日が目安とされてますので、農作業

従事要件につきましては、問題はなかったとのことでした。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地は、家庭菜園として使いたいということで、いろいろな野菜を作付けしたいとのことだったそうです。申請地は、周囲が住宅地に囲まれたところになっておりますので、他の農地に直接隣接するということはないので、他の農地に影響を与えることはないので、家庭菜園を営むには最適な環境ではないのか。ということで委員の方から報告を受けております。4点目、農地のすべてを効率的に耕作するという全部効率利用要件でございますけれども、譲受人は、耕運機を購入いたしまして耕作をするということで、効率的な耕作に問題はないだろうと、面積も□□□□㎡と小さいものですから問題はないと考察されるということでした。最後になりますけれども、5点目、農地所有適格法人の件でございますけれども、譲受人は、法人ではなく個人ですので、この点も問題ないとのことでした。以上、調査をしました結果、許可が相当であるとの報告でございますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。
ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号3については、原
案のとおり決定いたします。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可
申請について」を議題といたします。
事件番号第1について、地区担当調査委員の田島第1区、渡部昭雄推
進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

(田島第9区、渡部徳男推進委員 退出)

田島 1

(渡部昭雄) 議長。7月6日に電話で譲渡人と譲受人に連絡を取りまし
た。その後、現地の確認をいたしました。場所は、***の◆◆◆の隣
の土地でございます。今現在は、畑で何も作っておりません。これの目
的としては、◆◆◆の管理、維持管理するため場所が必要だということ
で土地を探していたんですが、隣だったとのこと、譲渡人の●●●●
さんが喜んで譲りましょう。ということがありまして、問題なく契約の

運びになりました。都市計画管理の土地でございますので、農業、農地は、全然問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。

(渡部徳男推進委員 入室)

議 長 徳男さん、原案のとおり、決定いたしました。

田島 9 (渡部徳男) はい。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査委員の田島11区、
猪俣忠久推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 11 (猪俣忠久) 11番猪俣です。番号2番の説明をいたします。◆◆◆の関
係の一時転用です。譲渡人、地元の●●●●さん、64歳。譲受人、○○
○○さん、場所、***字***、面積もこのとおりで間違いありませ
ん。◆◆◆を建てるということで、一時転用なのですが、相手方は、許
可下り次第今月末には、作業入りたいそうです。○○○○さんの▼▼▼
▼の人が窓口になっておりまして、どんな工事が始まるんだというこ
とで、一時転用ですが鉄板を敷くだけだそうです。許可下り次第工事を始
めたいということなので、審議の方をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたします。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の星です。私のほうから議案第3号、農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書の7ページ、利用権設定内訳7月分をご覧ください。筆数面積を再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が2筆□□□□㎡、畑がゼロ筆でした。新規につきましては、田が16筆、□□□□㎡、畑が9筆、□□□□㎡でした。再設定と新規合わせて、田が18筆、□□□□㎡、畑が9筆、□□□□㎡となります。合計が、27筆、□□□□㎡となります。8ページからは、利用権設定の一覧になります。左側番号の1番から次ページの9番、22番までが基盤法によります個人間での利用権設定であり、23番から27番までが農地中間管理事業による利用権設定となります。また、農地中間管理事業につきましては、集積計画一括方式になりますので機構から耕作者についての貸し付けにつきましては、議案書10ページに記載しております。使用貸借権の設定につきましては、***地域の***地区、***地域の***地区、***地域の***地区、***地区において設定ございますが、これらにつきましては、農地を荒らさないで管理していただけるならという貸付人の意向によるものです。以上で説明終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。 総会に付議された議事案件は、全て終了いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 業務日程について説明)

議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたけれども、皆様から何かこれに関して、質問ございませんか。 何かおっしゃることございましたら。 よろしいですか。 ないようなので、その他に入ります。農業委員会互助会の清算について事務局から説明してください。
事務局	(事務局 星主査 説明) (集金の仕方に対しての意見あり)
議 長	次に、全国農業新聞の購読拡大運動について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局 星主査 説明) (任期満了で退任の方の支払い方法・支払時期の質問あり)
議 長	次に、新しい農業委員会の任命予定者について事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 説明)
議 長	ありがとうございました。これに関して皆さんから質問ございませんか。 ないようなので、次に、今回任期満了により退任される、農業委員、農地利用最適化推進委員の方々にご挨拶をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。 (退任される農業委員・農地利用最適化推進委員の方々からの挨拶)
議 長	それでは、職務代理者から閉会のことばをお願いします。
職務代理	閉会の前にちょっと、初めてですね退任者の挨拶ということでお言葉をいただきました。非常にこれからやる者としてありがたくお言葉を頂戴いたしまして、農業委員会、これからますます発展するよう頑張っていきたいと考えております。また、南会津町、その前の前身の田島町農業委員会の中で、私、提案して全員発言という議案が2件ほどありました。それは、初めてでありまして、委員の皆さんはほとんど発言しないんですね、みんな無口なんです。会長に全員発言を求めて、当時の会長、❖❖❖❖さんだと思いますが、それで初めて全員発言をした記憶がございます。やっぱり総会の方ですので、自分の思いを素直に口に出して発言していただかないと全員物事をわかりませんので、これから新しく農業委員、推進委員になられる方につきましては、そのような心構えを持

ちまして会議に臨んでいただきたいなあと考えております。以上でございます。

令和3年第7回南会津町農業委員会総会をこれを持ちまして閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後 2時17分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

4 番

5 番